



～令和4年5月13日改正道路交通法施行～



**第二種・中型・大型免許の受験資格が見直されました！**

**免許受験資格一部緩和**

**教習を受けることにより最短19歳で第二種免許等受験可能に**

○ 経緯

全国的なドライバー不足を背景に、事前に特例教習を受けた方はこれまでの第二種免許等の受験資格が緩和されることとなりました。

○ 第二種免許等の受験資格見直しの概要

自動車教習所で実施する受験資格特例教習（時限数36時間以上（経験年数のみが満たない場合には時限数の短縮有り））を受けることにより、第二種・中型・大型免許の受験資格（21歳以上（中型は20歳以上）、普通免許等経験3年以上（中型は2年以上））が

**19歳以上、普通免許等歴1年以上**

に短縮されます。

○ 受験資格特例教習を行う自動車教習所

改正道路交通法が施行される令和4年5月13日から、県内で大型教習等を実施している自動車教習所を中心に、受験資格特例教習を受けることができるようになりました。

実施する自動車教習所は次のとおりです。

自動車教習所名	電話番号	住所
R45・日の出自動車学校	022-283-9777	仙台市宮城野区日の出町2丁目1-13
富谷自動車学校	022-358-8787	富谷市三ノ関膳部沢上11-3
南蔵王自動車学校	0224-25-2381	白石市福岡長袋字下河原15
石巻中部自動車学校	0225-94-1285	石巻市門脇字浦屋敷124-1
気仙沼中央自動車学校	0226-22-0124	気仙沼市松崎下金取61
築館自動車学校	0228-22-5131	栗原市築館字留場雇田70

※ 料金等は、各自動車教習所によって異なりますので、詳細については、直接自動車教習所にお問い合わせください。

## ○ 取得後の安全対策について

「若年運転者期間」を設定し、21歳（中型免許は20歳）に達するまでの間に基準に該当する違反行為（全ての免許種別による違反が対象）を行った場合は若年運転者講習（2日間で9時限）を受けることとなります。

⇒ 受講しなかった場合及び受講後に再び基準に該当する違反行為を行った場合は、特例教習を受けて取得した免許が取り消されます。

